

## 発電所に係る環境影響評価準備書手続きについて

### (1) 手続きの概略

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、開発事業の内容を決めるに当たり、当該事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度です。

事業者は、環境影響評価方法書の手続きを経て決定した評価項目や方法で、調査・予測・評価を実施し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において、その調査・予測・評価・環境保全対策の検討の結果を示します。これに対し、主務大臣（経済産業大臣）は、一般の方々や地方公共団体等から提出された意見を踏まえ、また、環境大臣に意見を聴き、事業者に対し勧告を出します。事業者は、準備書に対する様々な意見等を踏まえ、必要に応じて準備書の内容を見直したうえで環境影響評価書を作成します。

準備書の具体的な手続きとしては、

- ① 準備書を作成し、主務大臣及び関係行政機関に送付した後に、公告・縦覧・説明会を実施する。
- ② 事業者は、一般の方から環境保全の見地からの意見を求め、意見概要及び見解を主務大臣及び関係行政機関に送付する。
- ③ 環境大臣は、主務大臣に環境保全上の意見を提出する。
- ④ 主務大臣は、環境大臣意見、県知事意見、住民等意見を踏まえ、事業者に環境保全上の勧告を提出する。

### (2) 事務フロー

